はじめに

借地・借家法の改正論点

目

次

借地・借家契約の期間 借地・借家契約の成立 はじめに

借地・借家法改正の主な論点の考察 借地・借家契約の終了 借地・借家契約の更新

五. 四

定期借地権と終了後の法律関係

序説

期限付建物賃貸借の成立・有効要件 新法における借地権の対抗力

む す (4) (3) (2) (1) び

大

坪

稔

(1)

論

備・充実を図る必要性が指摘されるようになった。そのために、借地関係には、従来の借地・借家契約の外に、「定期 則二条参照)、新法条項のなかに修正・統合されている。すなわち、建物保護法・借地法・借家法等が施行され、 みることになった。そこで、近時、特に借地・借家に対する需要の多様化に応ずるために、それに対応可能な法制度の整 には、「正当事由」の存在が必要である旨の改正がなされた程度で、新法成立の時点まで基本的な改正がなされていな 建物保護法 された後、 長期間に恒って、弱者としての賃借人の保護をモットーとする機能を果してきたが、昭和一六年、賃主が契約更新を拒む しかし、わが国の借地・借家をめぐる社会・経済等の環境は、戦前はともかく、戦後の一時期を除いて重大な変化を 九月三○日成立し、一○月四日(法九○号)に公布された。この新法は平成四年八月施行されるが、その後は (明治四二年法四○号)、借地法(大正一○年法四九号)、借家法(大正一○年法五○号)が廃止され (新法附 かなり

締結された借地・ 従来の借地・借家関係を含めて、 設し、賃借人において、いずれを選択して賃貸借関係に入るかは自由とすることにした。そして、実質的に改正されない 地権」(新法二二条、 このように、 ひらがな現代語文に改め、 新法は現代的機能性を保有する内容となっているが、注意すべきは、新法施行前 借家契約には、 | 同二三条、同二四条) 、借家関係には「期限付建物賃貸借制度」(新法三八条、同三九条) などを新 現在に至るまで集積されてきた判例を整理活用しながら条文化するなどし、さらに全面 国民が利用し易い借地・借家関係の創設を目的としているといえる。 旧借地法 (大正一〇年法第四九号)、借家法 (大正一〇年法五〇号) (平成四年七月まで)に が適用され

2

ある。 四条以下参照)、新法はそれぞれが施行日(平成四年八月)以後に締結された借地・借家契約に適用されるということで なお主な改正点を、 平成三年九月三〇日付新聞 (朝日) より引用 (内容一部筆者責任で変更している)すると左記

別表1の図のようになる。

述したように、

普通賃貸借の外に、

「定期借地権」

や「期限付建物賃貸借」

制度を認めているので、それらに対する賃

別表 新		度		主な改正 行 法	T
76/T	制	及	現	17 法	
	それ以上の契約も可能。	年、二回目以降は10年。一回目の更新に限り20一回目の更新に限り20最初の契約は一律30年。	30年)、更新は20年ごと木造なら20年 (無契約は	年)、更新は30年こと。なら30年(無契約は60建物が鉄筋コンクリート	借地期間
借地権は更新されない	る特約付き-の3種類。に建物を土地所有者に譲	①存続期間50年②事業用		り更新解約の正当事由がない限	定期借地権
も考慮するが払う立ち退き料の額、	状況、建物の現况、貸主までの経過、土地の利用	にあるのかによる。これは建物を使う必要が本当貸主、借主に土地、また	くてはいけない	するなどの正当事由がな自ら土地、建物を必要と土地または建物の所有者	解約の正当事由
の適用を受ける	として貸した場合に特則場合、一定期間だけ住居	があって持ち家を空けるなど、やむを得ない事情転勤、療養、親族の介護		由がない限り更新規定なし。貸主に正当理	期限付の借家
	値上げ額を定める	調停結果に従うと合意し込ず調停をする。調停に	なる	い場合、原則的に裁判に主と借主の意見が合わな地代、家賃の増額で、貸	調

説 明 (2)(1) 新借地借家法は、 新借地借家法は、 本法施行前に締結されている借地・借家契約には適用され平成四年八月一日政令第二五号により施行された。

ない。

賃借権設定者による契約の解除が大幅に制限されていたので、それに対応するだけの機能を果していた。 的効力に大きな相違点はない。ただ、この物権的効力に関する規定は、借地法、 されることになるが、新法第一〇条および同第三一条をもって、現行法と同趣旨の効力を付与されているので、 借家法第一条の定めるところである。これらの物権的効力をもつ規定が、この新法施行をもって、以降の賃貸借では廃止 (2)賃借権の対抗力 「売買は賃貸借を破らず」という法諺は、 賃借権の物権化を意味し、 借家法に定める「正当事由」との関りで、 建物保護法第一条、 しかし、 その物権 お よび

論

ることにする。

の新法上の借地・借家法制度を具体的に把握し、それを爼上にして検討する必要があると考えるので、まず、それを考察 以上のように、 後に、特に「定期借地権」、「期限付建物賃貸借」の問題点の検討、そして、借地権の対抗力の問題点について論及す 新法は借地・借家需要の多様化に応えるために制定されたという立法理由をみるとき、一般概念として

借権の物権的効力は、原則として、その期間に限定されるとする点が注目される。詳しくは後に検討する。

注(1) 関する規定と同様に考え(要綱第二項)、抵当権の目的として担保の客体とすることができる。そして、ウ、部分借地権(地上 係を安定化させることを目標としながら、借地・借家権設定者との利害調整をはかりつつ、借地権を物権に統 検討するに価いする重要な論点を提起していると思われる。この要綱の基本的考え方とは、ア、借地人・借家人の借地・借家関 を設定し抵当権との関係を調整する(要綱案第二四)、というように、借地・借家権を「社会権」として確立しようとするもの または、 綱案」が公表されることになり、日本私法学会(昭和三一年一〇月三〇日学術大会)でもシンポジウムの課題としても採り上げ 員長)が設置され、昭和三四年一二月「借地・借家法改正要網法案」が発表された。さらに同年七月には「借地・借家法改正要 のなかにおいて、借地・借家法の改正問題を検討するというものであって、昭和三一年七月借地・借家法改正準備会 一項)、それに譲渡性を付与することで、財産的利用価値を高める。また、イ、借地権には、特別の規定がないかぎり地上権に 昭和三〇年代に、借地・借家法の大改正が意図される時はあった。それは、民法財産編の改正に関する答申案を審議する過程 議論の対象となった。しかし、この要綱案を基とする借地・借家法の改正は日の目をみることはなかったが、新法と対比 地下の特定部分のみの使用のため)や、自己借地権の設定を認め、土地所有者が、自己所有地に、自己のための借地権 一し(要綱第一

期限附建物賃貸借制度がそれであり、賃貸人側の需要に合せた制度を創設している。 果していることで、法の運用(借地・借家人に不利な条項は無効)が必然とされていたものを、柔軟に運用すること、すなわち 必然的に任意法規化の方向で緩和することである。そこでは特約事由が保障されるのであって、以下検討する定期借地権、及び 立法において、需要の「多様化」を求めることは、その前提となる借地・借家法が強行法規として借地・借家人の保護機能を

であった。

4

借地・借家契約の成立

建物賃貸借」 設定者が、 した結果、その契約の成否が決まるという手順を踏むのが一般である。 (1)地 書面 借家権設定において、 序 その契約内容に関する賃貸条件を提示し、 家契約の成立は、 (多くは公正証書になろう)に記載することが要求されている。このことは、| の締結が認められているので、その場合は、借地・借家権設定者は、その旨 借 借家契約 明確にその旨を明示すべきことが求められていることである。 まず、 の申込をうけても、 借地・借家をしたいと希う者からの申込が必要であり、 それを承認するか否かは、 あるいは、 借地・借家人が賃借条件等を提示し、それを相互に検討 特に、今後は新法上の「定期借地権」 借地 その旨を示し、 借家権設定者の自由である。 借地・借家契約締結に それをうけて、 また、 更新の 借地 ゃ あたり、 な |期限 たが

賃貸借関係は、 条項を無効とするのは、 るために、 借家関係における賃借人の保護を、 従来のように、 当事者の契約を優先する政策をとり、 ア、普通借地・借家契約のみとし 堅固な建物、 片面的強行法規性を帯有させることで、 非堅固な建物を賃貸するケース毎に、賃借期間を区別することをせず、 国民のニーズに応えようとするものである。 (新法一六条、 同三〇条)、イ、 借地・借家人のために、 定期借地権、 ウੑ 賃借人に不利 期限付建物 また、 借

(2)

借地・

借家権の多様性

れており、 て議論された判例が整理・条文化されている。 新法が施行されるに至った日以降に設定される賃借権についてであり、 新法三条)、 普通借地・借家権は一般に呼稱されている土地・建物の賃借権である。 賃貸人に一正当事由」 及び更新期間を初年度は二〇年、 がない限り、 しかし、 その期間は更新される 以降一○年としたことなどである もっとも基本的な改正点は、 (新法五条)。 原則として、 新法の適用される土地・ 新法四条)。 なお、 借地期間を一率、 旧借地法、 普通借地 この 旧借家法の 期間 借家関係の対抗要 三〇年としてこと 建物の賃借権は 0 更新は保障さ 解釈をめぐっ

借地・借家に関する国民の需要の多様化をもたらしている社会・経済環境の変化に対応す

説

論

件は、 定者から、 借地の場合はその土地上に借地権者が登記した建物を所有することであり 目的建物の引渡しをうけることである(新法三一条一項)。 (新法一○条一項)、

借家は、

借家権設

の 新のない期限で、 難であるため、 は く 短かい期間で、 定期借地権とは、 旧借地法のもとでは、 土地所有者が容易に貸地に供しなかったり、また、高額の権利金の授受も行われたりしている。 建物譲渡特約付借地権、 必ず貸地の返還がなされる制度を設ける必要があったとするものである。この定期借地権には⑴、 権利金も供せずして借地したい需要もあるため、 一定の要件の下で設定された期間の更新のない土地賃借権のことをいう。この制度が創設された 原則として、 ※事業用借地権がある。 借地権設定者側に、「正当事由」 それらの要望に応えるために、 がない限り、 借地の明渡しを求めることは困 一定要件の下で、 そのため 一般 更

借地権、

(11)

ので、 の場合は、条件なども、それに及ぶと解すべきである。なお、第三者との関係において、借地権の登記をしようとすれば、 還をうけることを内容とした権利である(新法二二条)。しかし、賃貸借期間を延長する合意などを否定する必要はな (新法五条)、終了時における建物買取請求権を否定する(新法一四条)。 借地権設定者において、 般定期借地権は、 期間五〇年以上と定めた借地権である。この借地権は、当事者の特約をもって、 さらに借地期間一○年の延長について合意すれば、その合意に拘束力を認めてもよい。こ したがって、 借地権設定者は更地で土地の返 借地契約の 更

定期賃借権である旨の登記ができる(不登記一三二条)。

借地権者、 買取らなかったとしたら、 譲渡されると、 満了によって賃貸借は終了する、 建物譲渡特約付借地権は、 あるいは建物の賃借人が、 借地権は消滅することになる。しかし、借地権設定者において、 借地権は消滅しない。この場合は、 期間三〇年以上をもって、 とする借地権のことをいう 借地権消滅時に、 建物の使用を継続しているときは、それらの者の請求によって、 借地人が借地権設定者にたいして、 (新法二三条)。この特約に基づき、 借地権設定者に土地が更地で返還されることにはならず、 それを買取る資金不足などで、 特約をもって定めた期間 建物が借地権設定者に 該建物を

特約

も書面の作成が求められ、

その旨の登記が可能である(不登記一三二条)。

取らなかったとすれば、 以降期間の定めない賃貸借として成立することになる。 する借地権設定者、または賃借人は該建物を明渡さなければならない、そこで、 建築した建物を買取ることができるので、 借地上に存する建物は借地人の所有するところであり、 建物代金を借地人に支払えば借地権は混同によって消滅する すなわち、 借地権設定者は、 その不都合を回避するために、 借地人が他に売却すれば、 期間満了時に、 自己所有地上に 該建物に居住 借地権 地

または賃借人の請求によって、

該建物に期限の定めなき賃借権が成立することになるとするものである。

用すべきである。 賃貸マンションや、 上二〇年以内で借地した場合、 +業用: 借地権とは、 社宅などを建設するためには利用できない。これらの建物を所有するためには、 ある事業を経営するため、 その期間満了をもって借地契約が終了するものをいう 事務所、 店舗、工場等を建設することを目的として、 (新法二四条)。事業用であっても ①の定期借地権を活 期間 〇年以

旨 可 明渡しをうけることが保証される賃貸借制度を創設した(新法三八条)。これを契約の更新のない がない。 賃貸人が転勤、 するのを防止しようと考えても、旧借家法の下では所有建物を使用したいとするその時点で、 能である。 の特約を付して、 期限付建物賃貸借とは、 この特約は、 そのために貸家に出すことをちゅうちょすることになる。そこで、 (11) 定期間経過後には取り壊されなければならない建物について、 療養、 法令(たとえば、公用収用の対象となっている土地上の建物)、または契約(たとえば、 賃貸借契結を締結することができる。これを取り壊し予定の建物賃貸借という 賃貸人のやむを得ない事情などを記載した書面によることが要求されているほ 親族の介護、その他やむを得ない事情によって、現在居住している建物を他人に貸家に出し、 特約をもって定めた期間をもって、 建物の賃貸借が終了するものをいう。 取り壊り 当事者で約定した期間が満了すると、 し時に合せて、 建物の明渡しをうける保証 借家契約を終了させる 「期限付建物賃貸借 (新法三九条)。この か、この旨の登記も 具体的には、

説

(4) 法文のように、 本文の通り、 借地権設定者がスムーズに返還をうけることは難しいとの指摘がある(法時一九八九年六一巻七号三二頁)。 借地期間の満了をもって、 更地にして土地の返還をうけることができればよいが、 実際問題として五〇年先に、

二 借地・借家契約の期間

借家の存続期間は、ア、普通借地・借家権、イ、定期借地権、ウ、期限付建物賃貸借、のそれぞれについて、それらが目 重視する「期限付賃貸借」制度を創設など、従来の借地・借家関係の態様が大きく変った。すなわち、新法の定める借地 定期借地権の創設は、その期間が賃貸人の意思に左右されることになった。また、借家契約においても、賃貸人の事情を いても、 (1) 序説 手をつけられていない。新法はこのもっとも重要な借地期間に大幅な修正を加えている。 特に、借地権の存続保障に関する規定は、借地法上、もっとも重要な条文であり、過去二度に恒る改正にお つまり、以下説明する

8

た旧借地法の存続期間 率三○年間とする(新法三条)もちろん、それ以上の期間を定めることは自由であるから、たとえば、五○年としても 普通借地・借家契約の存続期間 (旧借地法二条) と異なり、 借地の存続期間は、堅固な建物を賃貸する場合と、非堅固な建物とを区別してい 非堅固な建物を賃貸する場合も、堅固な建物を賃貸する場合と同様に、

的とする賃貸借の趣旨に合致するように、それの存続期間についても大幅な修正を加えた。以下概略を説明する。

(3)定期借地権の存続期間 「更新がなくてもよいから」とか、あるいは、「短期間でもよいから、 高い権利金を提供

最低一年以上であればよく、従来と変更はない(新法二九条)。

よい

借家の存続期間は、

それらの 必ず土地の返還が保証される借地権であり、ア、一般定期借地権、イ、建物譲渡特約付借地権、 しないで借地したい」とする需要に応ずるために、一定要件の下で、更新がなく、当事者で定めた借地期間が終了すれば、 ずれの借地 権かは、当事者で選択される借地権であるが、それぞれに、法定の借地期間が存在する。 ウ、 事業用借地権がある。 以下、 各

種定期借地権の存続期間を説明する。

借 登法一三二条)。イ、 めるとすれば、 の設定は、事業目的に使用される建物の所有に限られ、その存続期間は一○年以上二○年以下である (新法二四条)。 取らなかった場合は、 期限付建物賃貸借の存続期間は、 般定期借地権の存続期間は、 契約更新のない旨の公正証書などの書面をもって特約することが必要であり、 建物譲渡特約付借地権の存続期間は、三〇年以上である。 借地人が約定した存続期間経過後は、 借地の目的を問わず、 当事者の特約で定めた期間とする 五〇年以上である。 期間の定めのない借地権として存続する。 (新法二九条、三八条)。 ただし、 借地権設定者が五○年をもって返還を求 借地権設定者が、 その旨の登記もできる 借地上の建物 ゥ、 事 業用

三 借地・借家契約の更新

五条が 判例法理の適用をうけるものとみてよい。 斟酌して、 の請求をまつことになるが した更新請求があれば、 (1)序説 借地権設定者からの更新拒絶を認めるか否かを決することになる。この「正当事由」 建物のある場合に限り…」と定めているので、 新法も、 普通借地 借地権設定者・借地人双方の、建物使用の必要性等の諸事情を考慮する外、 (新法五条参照。 ・借家契約については、 なお、 借家の場合は賃貸人からの更新拒絶。新法二六条)、 借地期間が旧借地法での法定存続期間である場合は それの更新を前提とする。 借地上に建物の存在していることが前提である。 したがって、 は旧借地法で形成された 更新は借 借地の更新は、 特約料提供の有無を (旧法二条一項)、 地 その要件を充 借 家人から 新法は

借地上の建物が朽廃すると、

借地権は当然に消滅するとしていたが、この点は、

新法五条で解決されるので、

旧

契約に関する更新は、 および、 同五条一項後段に使用されている「建物ノ朽廃」の法文は、 新法二六条、 同二七条、同二八条の規定をもって判断されることになるが、ここにおいても、 新法において使用しないことにした。 借家

要件としての 「正当事由」の判断は、 旧借家法で形成されている判例法現の適用をみることができよう。 ・由が認め

5 の土地返還を求める権利の実現は容易でなかった。したがって、新法はこの点を改正し、当初二〇年次回以降一〇年毎に、 しれ、 .題は借地権の更新の効果である。 更新が肯定された場合は、 旧法二条に定める期間、 すなわち、 旧借地権のもとでは、 更新によって従来の賃貸借が継続していくことになり、 借地更新請求について、 借地人に正当事

が滅失した場合とで、 (2)建物滅失と借地権との関係(これについては、 以下のような法律関係となる。 土地賃貸借契約の更新の前に建物が滅失した場合と、その後に建物

それの有無を判断していくことになった。

13 必要であり、 新後に建物が滅失した場合において、 月以内に借地権設定者から異議の申出がない場合は、再築を承諾したものと看做される(新法七条)。借地期間の延長は の要件ではない、という点に注意しなければならない。したがって、借地人から借地権設定者に再築の通知をした後、二ヶ より、 それなくして借地人が再築する場合は、 借地権設定者の承諾がない限り、 借地権の存続期間が満了する前に、建物が滅失した場合において、 借地権設定者の承諾に代わる許可を与えることができる(新法一八条)。ウ、以上のア・イにおい 再築がやむを得ない場合であるにもかかわらず、 承諾があった日、 または建物が築造された日のいずれかの早い日から二〇年間である。 存続期間を超える建物を再築しようとする場合は、 借地期間の延長は認められない。この承諾は、期間延長の要件であり、 借地権設定者は賃貸借を解除することができる。 借地権設定者が承諾しない場合は、 残存期間を超えて存続すべき建物を再築する場 借地権設定者の承諾が必要であ なお、 裁判所は非訟事件手続 借地人の営業活動に て、 借地契約の更 借地権設 建物再築

除できると解したい。 るからである。イの場合は、 定者が建物の再築を承諾しないときは、アの場合に、例えば二五年目に建物が滅失したとすれば、 何故ならば、 借地人が新法一八条の手続をとらないとすれば、新法八条一項により、 残存期間 (五年間) の地代支払いを継続させられる拘束から解放することが妥当であ 借地人は借地契約を解 借地契約の解除をし、

残存期間の地代支払いを免れることができる。

めぐり形成された判例法現の適用をみることとなろう。なお、借地権設定者の更新拒絶の要件は、 に対し、 (3) 更新拒絶の効果 建物買取請求権を行使することができる 更新されない賃貸借は、 存続期間の満了によって終了することになるが、 (新法一三条)この権利の要件、及び効果などは、 借地人は借地権設定者 旧借地法四条と趣旨を 旧借地法四条二項を

て契約更新を否定してよいので、これらの借地契約の更新はないものと考えてよい。 定期借地権の更新 ア、一般定期借地権、 く、 建物譲渡特約付借地権、 ウ、 事業用借地権などは、 共に特約をもっ

同じくしているということができる。 (6)

期限付建物賃貸借の更新

ア、

療養、

看護などのため、

賃貸人が不在する期間における賃貸借

(新法三九条)

など

ちろん、 賃貸借におい 共に特約をもって更新を否定してよいので、4と同様に、 現在まで集積された判例法理として確立している「更新拒絶」の否定事由が適用されることになるのは、 ては、 前述したように、 当事者の諸事情を考慮して、 建物賃貸借の更新はないものと考えてよい。ウ、 更新拒絶を認めるか否かを決める (新法二八条)。 般建物 いうま

注 月三日民集一一・二〇一八頁)、建物が柱、 判例によると、建物がいつなんどき崩壊するか判らないくらい危険な状態にある場合には朽廃といえるが 借地法によると、法定借地期間の継続中に、借地上の建物が朽廃したときは、借地関係は当然に終了するとされていた 四条Ⅲ項、 五条、六条一項)。この朽廃とは、 桁、 尾根の小尾組の一部に多少の腐蝕箇所があっても、これらの部分の構造に基づ 建物が地震、 風水害、火事等の事情による滅失とは異なる概念である。 (最判昭和三二年一二

説

(6) 月一七日民集一二・三一二四頁)ように、 言すれば、次回からは、一〇年毎に「正当事由」を要件として、借地関係の終了を求める機会が与えられるということである。 く自らの力によって尾根を支えて、独立に地上に存在していれば、いまだ建物の朽廃とはいえないとする 借地権設定者の更新拒絶の要件としての「正当事由」の有無は、 難しい問題である。新法はこの用語を廃止し、 当初は二○年以降は一○年毎に判断される。換 建物の滅失の用語に統一した。 (最判昭和三三年一〇

四 借地・借家契約の終了

究する必要があるので、次にこれを検討する。ア、については、 約の終了することを定めることができるので、その約定日をもって借地・借家関係は終了する。問題は、 借地制度、 てよい。この点拙稿「賃貸借契約解除」鹿児島大学・法学論集一九巻一・二合併号、及び、本城・大坪編「債権法各論」 (1)依然として借地・借家人が目的土地・建物の使用を継続することについて、賃貸人が黙認する場合である。詳しく研 序説 ゥ、 以上、説明してきたように、新法は、 期限付建物賃貸借制度を創設した。イ・ウについては、当事者双方で一定の期間をもって、 ア、普通の借地・借家契約の外に、 従来の借地・借家関係の終了原因と、ほぼ、同様に考え 画期的改正点となった 約定期間終了後 借地・借家契 く、

事情…」や、「…建物の賃貸人及び賃借人が建物の使用を必要とする事情…」を主として判断し、 を整理統合して、その拒絶事由を明らかにした。具体的には、 の点も前述参考文献参照) 。新法は、この更新拒絶の要件について、従来の借地・借家法上の「正当事由」をめぐる判例 八条)、更新された期間存続することになるが、当事者が更新拒絶の要件を充足したときは、借地・借家契約は終了する (こ 普通借地・借家契約の終了原因「新法では、普通借地・借家契約は、それの更新が原則であるため 「…借地権設定者及び借地権者が土地の使用を必要とする その他を従たる事情と

嵯峨野書院一三二頁以下を研究すること。

効力を遡及させることはできない

(附則一三条)

である。 みて(…したがって、 移転科の提供も従としての判断材料である)、 借地・借家契約の存続か、 終了するかを決するもの

関係は期間の定めのない賃貸借として存続する。 て終了する。 (3) 定期借地契約の終了原因 ただ、 建物譲渡特約付借地権 借地期間が明示され、原則として更新のない借地契約であるから、借地期間の (新法二三条) は、 借地権設定者が地上建物を買い取らなかったときは、 満了によっ 借地

のは、 建物を、 造作買取請求権を放棄すれば、その請求権は否定される。 前 を加えたとしても、 物賃貸借であっても、 知らなかったときは、 であるから、当事者で定めた賃貸借期間の満了をもって終了する。しかし、借家人保護の特則、 の借家契約に遡及させることができる 特約でそれを放棄していない場合に限られる。 期限付建物賃貸借の終了原因 借地権者の言動により、普通の借地上の建物だと誤信して借りた借家人が、借地存続期間満了時の一年まえまで それの買取請求権は否定されるということである 当事者間で、造作買取請求権を放棄した場合は、借家人は、たとえ家主の承諾を得て、 一年の範囲で明渡し猶予期間が付与される(新法三五条)。問題は、 ア、特約で定めた事項を優先させるのが、期限付建物賃貸借 (附則一三条)。したがって、借家人が家主に対し造作買取請求権を行使できる なお、 しかし、 建物の転借人がいる場合は、 転借人に対しては、 (新法三三条・三九条)。この特約の効力は新法以 新法施行前の契約に、 家主と転借人の特約をもって、 普通の借家契約及び期限付建 たとえば、定期借地上の (新法三八条、三九条) その特約の 建物に造作

注(7) 拙稿「移転科の性質」有斐閣・民法の争点ニー一二〇頁。

地権の対象土地であることを知ることは少ないであろう。このように考えると、 賃貸借を締結するケースは稀ではないか。そうだとすれば、借家人に該土地の登記簿閲覧義務を認めない限り、 借地権者が借家人に対し、本件土地は定期借地権である旨を明示し、借地期間満了をもって、借家契約も終了する旨を定めて、 原則として一年の範囲で借家の明渡期限は猶予

二年六四巻六号三一頁)、借家人を敷地の不法占拠者とすべきではないのだから、 されると解すべきである。なお、借家人のため、借地権も存続すべき必要性を指摘する見解もあるが 借地権をその時点で延長する必要性はない、 (山野目章夫・法時一九九

五 借地・ 借家法改正の主な論点の考察

それの終了後の法律関係、③、期限付建物賃貸借の成立・有効要件、④、特に、新法における借地権の対抗力をとり上げ、 大な変化が生じたことであろう。そこで、これらの問題点を具体的に論ずる必要があると考える。 要な問題となる点は、 (1)後者はそれの成立・有効要件の問題であるといえよう。そして、それらの創設に伴ない、特に借地権の対抗力に重 以上、 新法における賃貸借の成立より終了に至るまでの一般的説明をしてきたが、 定期借地権、 期限付建物賃貸借制度の創設であり、 前者は借地期間経過後に建物が存在する場合の 特に新法で、もっとも重 以下₍₂₎、 定期借地権と、

検討したいと思う。

の時点で建物が存する場合、イ、終了時に、借地権設定者から借地人に対し、建物収去、土地明渡しを求められている建 れることになるか否かは、 である。すなわち、建物の賃借人が存する場合、 を収去し、土地を明渡さなければならない。しかし、問題は借地人の建物が現存し、その建物賃借人が生活している場合 れる。しかし、その期間満了をもって借地契約は終了するのであるから、原則(例外新法三五条)として、借地人は建物 に成立し、借地人はその期間、 定期借地権と終了後の法律関係 建物の賃借人にとっては重大な利害の絡む問題であるからである。そこで、ア、 自己の建物に関し誰からも妨害されることなく、 新法二二条の借地権は、例えば、 借地期間満了をもって、その者が借地人と共に不法占拠者として取扱わ 借地期間五○年限りとする契約によっても有効 自由に使用・収益・処分の機能が保障さ 借地期間満了

与えることになるからであ

物に居住する借家人は、 借地人と共に不法占拠者として取扱われるか、 を考察し、 ゥ、 借地期間満了前に、 建物が滅失し

かなる解釈が妥当かを検討したい。

借地人からすれば、 しないことは、 土地明渡しを求めたとしても、それは認められず、民法の一般原則に戻り、 ス一年の借地期間が存続することになる。こう解することが正当だと思われるので、三年経過後三ヶ月以内に期限をきり、 ることになると解される。したがって、土地賃貸人が契約終了後三年経過した時点で土地の明渡しを求めるときは、 民法六一七条一項一号に基づき、 借地期 借地期間満了時、 間が満了しても、 賃貸人が満了以降も従来の借地関係を継続することの意思をもっていると推測することができるし、 賃貸人の突然の土地明渡し要求に応じなければならないとすれば、 賃貸人は借地人に対し建物収去、土地明渡しを求めることができるのに、 土地賃貸人が明渡し請求をしない場合は、 賃貸人が解約申入した時より、 一年を経るまで、 以降、 一年間の猶予が付与されたものとしてよ 原則として期間の定めのない賃貸借とな 借地人の生活環境に重大な影響を 有効且つ適法に借地契約は継続 その権利を行使 プラ

た法理である。 の請求をうければ、 と共に、 ンション は 新法三五条の解釈にどう活用するかは、 ない普通借地権の場合に限定し、 周知のように、 例えば、 土地の不法占拠者となるか。 の所有者である旧借地権者との間で締結され 法二二条の定期借地権上の賃貸マンションに居住する借家人は、 したがって、 それに応じなければならない。この点について異論は無かろう。 借地契約の合意解除をもって、 この法理を適用し、 右最高裁法理を適用し解決することは可能であるが、 借地人は借地権設定者から、 慎重な検討を要する問題点であると思われる。 建物賃借人を保護する考え方をとることも、 建物賃借人に対抗できないとする見解は、 ている借家契約をもって借地権者に対抗できるか、 定期借地権の期間 土地賃貸借期間の満了によって、 問題はこの場合に、 満了をもって建物収 そうだとすると、 定期借地権が期間満了をもっ 最高裁判例において確立し つ の見解であろう。 ということであ 借家人は賃貸マ 去・ 定期借 土地明渡し

は

裁判によって一年間の期限が許与されることになる、と解したらどうであろうか。

説

二条の定期借地権の場合であって、期間満了をもって、借家契約も終了することを認めながら、 らなかった場合に限り、…」(新法三五条)とする規定をうけて、原則として、建物の賃借人が借地権について、 もないといえよう。そうだとすると、法文に「…建物の賃借人が借地権の存続期間が満了することをその一年前までに知 法二二条の借地上に建てられた賃貸マンションである旨を知らされることはないであろうし、一般的にその旨を知ること が賃貸マンションを経営する場合は、借地人に対し、その書面(公正証書)を示すことを義務づけない限り、借家人は新 賃貸マンションの居住者 新法二 借地人

滅失を理由とする借地人の一方的意思表示によって借地関係を終了させることができる権能を留保しておけばよい ことになるが、 ていたが、法文の欠落からか、 た場合に、それが滅失したとすれば、民法六○九条、同六一○条に基づき、借地人は契約解除権を行使できると解され 義務が継続していくと解することは不合理である。 ような特約を有しなかった場合は、 これに対し、 問題は存続期間満了前に、建物が滅失した場合である。普通借地権の場合は、新法八条、 新法二二条の定期借地権においては、この問題についての対応規定がない。試案第三・一・3は、この点を考慮 新法二二条の定期借地権設定に当り、当事者間でこの部分についての特約を定め、 (残存期間が存続期間の二分一に満たないとき)の下で借地人が借地関係を終了させることができるとし 自己所有建物のように、 試案第三・一・3のような明文規定が設けられていない。したがって、解釈をもって補う 借地期間満了まで借地契約は存続すると解し、借地人は収益がなくても、 収益をあげない建物所有のための借地人の場合は、 そうだとすると、 借地人が賃貸マンションを建築し、 借地人による建物の再築を 一八条をもって解決して 借地権存続期中の建物 収益をあげて 地代支払 - 16

実施するに価しない程度の期間しか残存期間がない場合(例えば、六〇年の定期借地権であって、五〇年目に焼失し、あ

にあっ 借地権設定者が提示する契約内容を検討した上で、その借地の活用を考えるべきであろう。 に立ってからの借地契約を成立させることが可能である。 容を締結するかは、 約内容が当事者を拘束する任意法規化へと、 以下に定める定期借地権は、 て法に定める借地条件に反する内容を無効とし、 応える一つが と残存期間は一〇年しかないという場合)、 ても、 冒頭で述べたように、 借地上に未だ収益可能な建物が存する場合もあるのだから、この場合も含めて、 新法二二条の定期借地権である。 民法六一八条の準用する同六一七条一項一号に基づき、 その者が定める賃貸借条項を任意条項とするものである。その意味では、 三種の選択肢をおくなど多様化し、借地人に選択の自由を保障し、 新法は借地・ 借家需要の多様化に応ずるための法制度の整備・充実にあって、 借地人は事情変更を理由に解約の申入れをすることができると解したい。 一歩進めた規定となっている。このことは、 すなわち、 借地法に定める内容に変更させるとしていたが、 他方、 旧借地法は、 借地権者が新法二二条の定期借地権を設定する場合は 単一 年をもって借地権は終了すると解してよい の借地制度を用意し、 借地権設定者がいかなる契約内 そして、 一般法規とされる民法六一 借地権設定者が優位の立場 且つ、 且つ、 新法は、 借地契約終了の時点 当事者で定めた契 強行法規をも 特に同る それの要求に ____条 そ

ア、 化の社会的要請に 法六条に基づき、 借が終了する法律関係にあり、 有無につい (3) 新法三八条、 除を認め 期限付建物賃貸借の成立・有効要件 ての判断をうけなくても、 るか否かを決するとするものであった。 く 旧借家法の適用をうけ、 応えた制度である。 同三九条の成立要件、 期間の更新のない賃貸借である。これも、 旧借家法においては、 期間満了によって、 賃貸人・借家人双方に明渡しを求める「正当事由」 及び有効要件について検討することが必要である。 前述したように、 しかし、 当然に借家契約は終了することになる。 新法三八条、 新法三八条・同三九条を創設し、 賃貸人・借家人間 同三九条のような借家契約にあって 土地の定期借地権と同様に、 で約定した期間満了をもっ の有無をもって、 裁判所による「正当事由 この場合に参考になるの したがって、 建物賃貸借の多様 て、 借家契約 建 特に、 物賃貸 旧 借家

七条の原則に戻る解釈をもって決すべきであると考える。

ドイツ民法五六四C条一項、

及び二項である。

以下、

この点を具体的検討しながら、

ゥ、

建物の一時的賃貸借

説 と期限付建物賃貸借の関係を論じたい。

与した意義は大きい(筆者も福岡市郊外に住宅を保有しているが、本学勤務を終えて福岡市郊外の住宅を必要とするとき に更新のない借家契約が成立する。この方法による借家契約は、不動産業界において実務上行われていた方式であり、 事情を記載した文書によって特約をすること、等の要件を充した建物の賃貸借であれば、新法三〇条は適用されず、 れに法的裏付をしたものと指摘されている。すなわち、従来は紳士協定にすぎなかった期限付借家契約に、法的裏付を付 .に限って賃貸すること、⑴、その「一定期間経過後は」賃貸人が、その建物を生活の本拠として使用することが明らか 法文によると、 ∭、「一定の期間を確定」して建物の賃貸借の期間とすること、♡、以上の内容の契約締結がやむをえない (1) 賃貸人が「転勤、 療養、 親族の介護、その他のやむを得ない事情により」、その建物を一定期

物の賃貸借には、 拠としている建物を、 右の要件を充すたことに疑問はないが、現在は「自己の生活の本拠」として使用していなくても、転勤や、海外から帰国 ているものとみてよく、 法文によると、「…自己の生活の本拠…」として使用することを重要な要件としているが、その要件は、 その住宅の賃貸借は終了する旨を明示して借家契約を締結している)。 建物を「自己の生活の本拠」として使用することが要件となっていないからである。しかし、投資のため購入した建 その建物を「自己の生活の本拠」として使用する場合であれば、共に、その要件を充すことになる。借家契約締結前 本条は適用されない。なお、法文が「転勤、 一定期間経過後は、借家契約は終了し、再度「自己の生活の本拠」として使用する場合は、 また、親族の介護の場合の親族の範囲についても、 …その他やむを得ない事情」とする点は、 判例の集積がまたれることとなろう。 該当事由を例示

法令により、

また、新法二二条に定める定期借地や、

次に新法三九条を検討する。

法文によると、い、

都市計画法による都市計画や、

都市再開発事業等の対象物件のよ

新法二四条に定める事業用借地、

あるいは、

借地契約をめぐ

「建物を取り壊すこととなる時に、 借地明渡し期日を約定した場合など、一定期間経過後において、 賃貸借が終了する旨を定める」こと、 (111) 「建物を取り壊すべき事由を記載した書 その建物の取壊しが明らかであること、

面により特約すること」、などが必要である。

予定の建物の賃貸借は、 されないときは、 建物について取り壊すという事実が確実に生ずることが明示されていればよい。この約定日までに、 建物についても利用できるし、 新法三九条は、 借家人は、 同三八条と異なって、 法令、または、 取り壊しが現実になされる時まで、 期間の確定や、 契約によって建物を取り壊すことが明らかであればよいとするものであるから 該建物を生活の本拠にすることを成立要件としていないので、 更新排除の特約も自由に約定することができる。 期間の延長を請求できることになる。 したがって、 建物の取り壊しがな Ų, かなる用途をも 取り壊

ばならない客観的事情 場合は、 るとか、 13 ないので、 新法が期限付建物賃貸借制度を創設したにもかかわらず、 がなければ、 契約時に一 新法の規定が全面的に排除される。 両者の関係を明確にする必要がある。 時使用である旨の条項を挿入しているというだけでは足りず、借家人に短期の賃貸借を締結しなけれ 時使用の賃貸借ということはできない (例えば、 避暑・避寒のため、 こ の 一 時使用のためとは、 周知のように、一時使用のために建物の賃貸借をしたことが明らかな そのシー ズンのみ借りるとか、 新法四〇条は、 建物賃貸借期間をたんに一年未満の定めにして 一時使用目的の建物の賃貸借を廃 選挙期間中のみ借りるというような ĨĒ. 上して

文書が作成されたとしても、 新法三八条・同三九条に例示されているような事情がないにもかかわらず、 期限を付 家法は、 のように、 全面的にその適用を否定するものだと考えてよい。これに対し、 その存続期間内のみ賃貸することを認めたものだということができる。そうだとすると、 借家人側の事情が前提となって、 その契約は無効となって、 一時的に賃貸借が 普通の借家契約が締結されたことになり、 なされるのであるから、 期限付建物賃貸借は、 期限付建物賃貸借を締結した場合は、 借家人の保障を前 賃貸人側の事情によって 普通借家契約に関する 賃貸人側において、 提とする借

説

保護条項が適用されることになる。この場合は、新法三一条から同三六条が適用されるものとみてよい。 時使用の賃貸借が認められる場合もあるにすぎないと解される。 例外的に

借地権の対抗力、及び時間的範囲が限定的になって、それが脆弱化するものと理解される重要な問題を孕んでいることを の借地関係の更新がなく、また、賃貸借の終了による建物買取請求権も特約によって否定されるところから(新法二二条)、 特に、新法における借地権の対抗力 新法によって創設された定期借地権 (新法二二条・二三条・二四条)

指摘したい。以下、この点を説明する。

れを肯定してよいと解する。 例えば、 をもたない。ただ、賃貸借終了時に、当事者の合意をもって、その借地期間を若干延長するのを否定する理由はないので、 時点まで存するのであるから、その後、賃貸人が該土地を第三者に譲渡すれば、 五年間自動的に延長され、その効力を保持することになるか、ということであるが、 同一三条)。そうだとすると、建物買取請求権の行使により、それが解決するまで借地権の対抗力が保有されてい 期間五〇年と定めた定期借地権は、約定された期間の満了によって終了する。したがって借地権の対抗力も、 五年間延長すれば、当事者の借地関係は五年間延長されたことになる。 なお、 借地契約が五○年で終了した後の建物買取請求権は、 問題は、 借地人は新所有者に対抗する手段・方法 建物の存することを条件に、 借地権の第三者に対する対抗力 特約により否定される

ろ、これを買取らなかった場合は、その者に更地で土地は返還されないで、借地人、あるいは建物の賃借人が建物の使用 の満了によって終了する。この場合に、 期間三〇年をもって、 期間満了時までに借地権設定者が建物を買取っていた借地権も消滅し、したがって、その対抗力を認める必 る場合は、 それらの者の請求によって期間の定めのない賃貸借として継続することになる(新法二三条)。 借地人が借地権設定者に対してした建物譲渡特約付借地契約は、 契約内容が、借地権設定者において地上建物を買取ることを条件としていたとこ 特約をもって定めた三〇年 た旧借地法の借地関係と異なることになる。

こともある。

解除されると借地権の対抗力も消滅する。

かし、

やむをえない事情があるに

₺

かかわらず、

借

地権設定者

要はな Ų, が、 借地権設定者が買取っていなかったとしたら、 借地権も消滅させるわけにはいかないとするものであ

一四条)、その期間満了をもって借地権が消滅する事業用借地権であるが、特約により期間の更新は否定される。したが 建物が ある事業を経営するため、 借 上に存する以上、 事務所、 借地権の対抗力も借地権者の利益のため消滅しないとするものである。 店舗、 工場等の建設を目的として、 一〇年以上二〇年以内で借地 した場合 (新

当事者で定めた期間内のみ、それの対抗力が付与されているにすぎな

期間満了をもって賃貸借は終了することになる。 以上とすれば有効であるから(新法三条、九条)、 普通借地権の対抗力 新法における借地契約の期間は、 しかし、 仮に借地権設定者に該土地の明渡しを求める正当事 それがないとすれば、 堅固・非堅固と区別していた旧借地法と異なって、 当初の更新は二〇年、 由があ それ以降の n その

ら対抗力は すべき建物を再築する場合は、 か か残っていなかったとしたら、 ○年毎となる 問題は、 間があ ており、 と解され 借地権設定者の承諾を必要とする。 れば、 付与されず、 借地期間満了前における建物の滅失を原因として、 たとえ建物が存在しているとしても、 る。 すなわち、 (新法四条)。 その期間の範囲内で利用し得る建物の再築は可能であるから、 (11) 借地契約の更新後に建物が滅失した場合に、 土地を明渡さなけ (₁) したがって、 借地権設定者の承諾がない 借地権の存続期間が満了する前に建物が滅失した場合に、 その五年を残して借地権は消滅するとみてよいので、 れば 借地権も、 承諾なくして再築した場合は、 なら な 借地権の対抗力が否定される場合もあ 61 その範囲で対抗力を保有する。 しか 限り、 再築後の借地権の存続は、 借地期 借地上の 借地人が存続期間を超える建物を再築しようとする 間 0) 借地権設定者によって借地契約を解除される 建物が滅失したとしても、 延長は認められない。 借地権は、 借地権者が再築したとしても、 借地人が残存期間を越えて存続 ŋ 借地権設定者の同意い その期間内の対抗力は保有す 肯定される場合も したがって、 二〇年間の残 あと五年 何

論

という点が争われた事案で、最高裁は登記した建物であることを不要とする判示をしているからである 条との関係のである。すなわち、同法一〇条の保護要件のなかに、罹災前に登記した建物を所有することが必要であるか は 借地権者がその建物を特定するために必要な事項(その滅失日、再築予定など)を、土地上の見易い場所に掲示したとき ・三一民集一一・一五〇頁)。しかし、新法は滅失建物に登記を具備しておくことを必要と定めているため、 建物の滅失は、当然に借地権の対抗力を否定される。 期間内に借地権者が建物を建築し、且つ、それを登記した場合に限られる。問題は、罹災都市借地借家臨時処理法一○ 関係について、新法は次のように定める。すなわち、前述⑴及び⑴の場合に、借地権者が保有する建物が滅失した時は、 時に付された期間、 承諾しないときは、 借地権の対抗力は失われないとする(新法一○条二項)。ただし、その対抗力を保有する期間は、二年間であり、 裁判所が借地権設定者に代って再築の許可を与えることができる。この場合は、 借地権は対抗力を有することになる(新法一八条)。⑴、 借地上の建物の滅失と借地権の対抗力と 裁判所によって許 (最判昭和三二・ 登記のな

注(9) は、 則に照らしても当然のことだからである(大判昭和九年三月七日民集一三巻二七八頁、最判昭和三七年二月一日民集五八巻四四 るを相当と解する…」と判示し、「…このことは民法三九八条、 張し得るものというべく、 物賃借人をしてその敷地を占有使用せしめることをも当然に予想し、かつ認容しているものとみるべきであるから、建物賃借人 賃借人が、その借地上に建物を建築所有して自らこれに居住することばかりでなく、反対の特約がない限りは、他に賃貸し、建 借地権設定者と借家人との間には直接に契約上の法律関係がないにせよ、建物所有を目的とする土地の賃貸借においては、 地契約が合意解除解除となったことで、この借家人を相手に建物から退去し、土地の明渡しを求めたものである。これに対し「… 場として使用している建物は、借地権設定者と借地人間で締結された借地関係の紛争の対象となっているものである。調停で借 この裁判法理は、賃貸借の合意解除をもって賃借人に対抗できないとするものであって、その事案は、借家人が居宅兼家具T 当該建物の使用に必要な範囲において、その敷地の使用収益をなす権利を有するとともに、この権利を土地賃貸人に対し主 右権利は土地賃借人がその有する借地権を拋棄することによって勝手に消滅せしめ得ないものと解す 五三八条の法理からも推論することができるし、信義誠実の原

ーという。

とれた改正

(例えば関東地区にまず一次的に適用し、

その情況をみて全国的に適用範囲を拡大する)をすべきである。

(10)など、 地判昭和三一年一月二○日下民集七巻一号五○頁)、消滅しないとするもの(東京地判昭和三八年六月一八日判時三四号二○頁) になるから、 したときは、 又ハ土地ノ賃借人ハ其ノ後の期間ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス」と規定していたため、 て沢することになったという経過がある。この点の議論は、今次の改正によって、本文の(「ユ・「ロで説明)のように、明確になっ した後で、土地所有者から該土地を買受けた新所有者は、 昭 和四一 統一した見解はなかった。そこで昭和四一年の法改正で、建物保護法第一条二項の削除によって、学説の一般的見解をもっ 年法改正前は、 借地権の対抗力は失われない、とするものであった。これに対し、 新土地所有者が前主から買受けた当時は、 判例と異なり、 建物保護法一条二 学説の一般的見解は新土地所有者は、 項に「建物カ地上権又ハ土地ノ賃貸期間満了前ニ滅失又ハ朽廃シタルトキハ 借地人が登記した建物を所有しており、 賃借人に土地の明渡しを求めることができるとする点に異論はなかっ 前主の有していた借地関係上の地位をそのまま承継すること 判例は借地権は消滅すると判示するもの 借地上の建物が滅失、 後にその建物が滅失または朽廃 または朽廃

むすび

た。

めて、 借地· 代の、 題点は多いが、 以上のように、 期限付建物賃貸借の成立・有効要件の諸問題、 地方における借地・ そうだとすれば、 大改正が目指していた方向とは逆に、 借家法改正の精神が、 紙数の関係で省略した)。しかしながら、 筆者は、まず新法の概説をし、今回の改正でもっとも重要な論点を、 わが国土全体の借地・ 借家事情の実態を調査し、 関東地区の地価高騰による土地の高度利用の思想を支える支柱となっていると思われてなら 借地・借家法の任意法規化へと、大きく転回したことを知る。このことは、 借家を視点に据えて考える場合には、 及び借地権の対抗力等に絞り、論を進めてきた 関東地区の実態を踏えて、それを射程の範囲内に入れたバランス 問題点の議論を進めれば進める程、 関東 定期借地権とその終了後の法律関 (東京) 一 新法の精神は、 (他にも議論すべき問 極主義への奉仕をや 昭和三〇年